

平成21年度

教育委員会の事務の点検・評価報告書

(平成20年度事務事業対象)

I 教育委員会の事務事業の点検・評価の概要について	
1 事務事業評価とは	P 1
2 南九州市教育委員会における事務事業評価制度	
3 評価対象事務事業について	P 4
II 事務事業の点検・評価の内容及び結果について	
P 5	
1 評価の観点	
2 観点別評価	
3 評価の結果	
III 教育行政評価委員の意見及び提言	
① 安全・安心な学校づくり交付金事業【教育総務課】	P 6
② 学力向上推進事業【学校教育課】	P 7
③ 青少年育成体験事業「アドベンチャーin 屋久島」【社会教育課】 ...	P 9
④ 生涯学習講座メニューの充実【中央公民館】	P 10
⑤ 移動図書館車の運行【図書館】	
⑥ ふれあい球技大会, 市民体育大会, 駅伝大会の統一開催	
【保健体育課】	P 12
⑦ 地元食材の積極的な活用【学校給食センター】	
⑧ 文化財の周知及び愛護思想の啓発【文化財課】	P 13
参考資料	
○ 南九州市教育委員会教育行政評価委員会設置要綱	P 14
○ 南九州市教育委員会教育行政評価委員会委員	P 15

平成22年2月

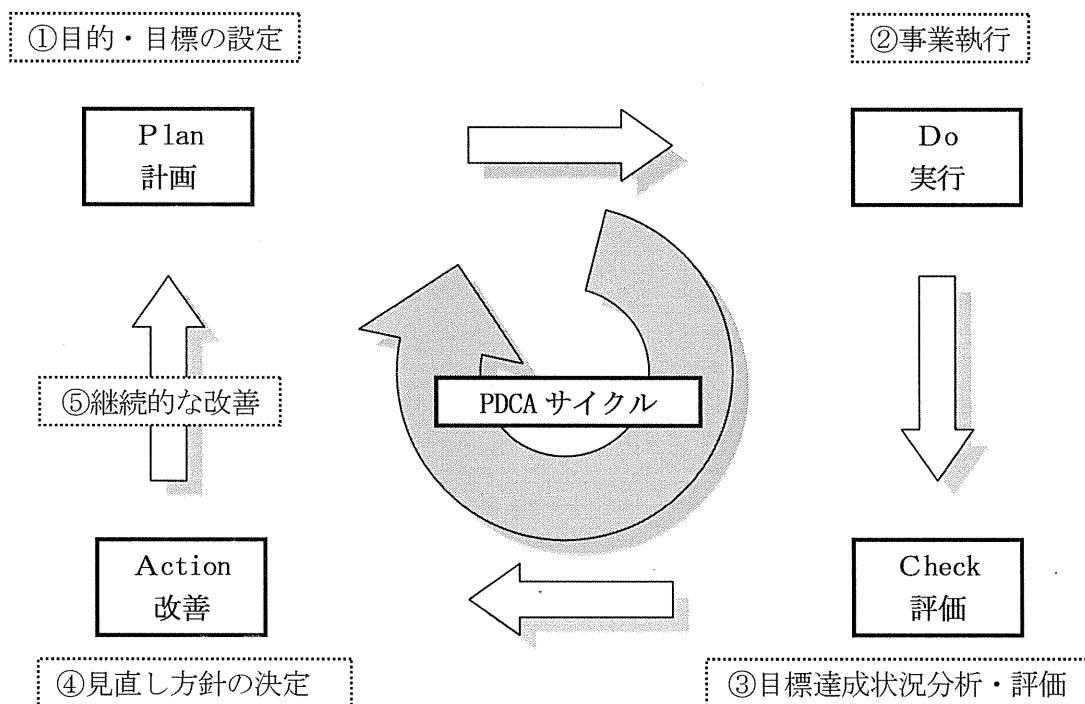
南九州市教育委員会

I 教育委員会の事務事業の点検・評価の概要について

1 事務事業評価とは

事務事業評価は、事業を実施している所管課が事務事業の現状を把握し認識したうえで、目的を達成するために解決すべき課題を発見し、具体的な改善につなげていく取り組みです。

その目的は、これまで政策・施策・事務事業について「計画をし、予算を確保し、事業を執行する」ことで終わり、「執行した結果を評価し、次の計画に反映させる」ことがおろそかになりがちであった行政のサイクルに、評価を導入し、PDCA（Plan 計画 → Do 実行 → Check 点検・評価 → Action 改善）という経営のマネジメントサイクルを確立することにより、事業所管課が事業の成果を組織的、定期的及び客観的に見直し、データに基づく改革・改善を行いやすくするものです。



2 南九州市教育委員会における事務事業評価制度

(1) 制度導入の経緯

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正により、平成 20 年 4 月から、全ての教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表することとされました。

また、厳しい財政状況にある本市においては、限られた財源の中で既存事業の徹底した見直しによる事業の改善を行っていかねばならないことから、南九州市教育委員会としても平成 21 年度から事務事業評価制度の導入を行うものです。

(2) 導入の目的

事務事業評価に関する一連の情報を分かりやすい形で市民に公表することにより、次の事項の実現を図ります。

① 市民に対する行政の説明責任（アカウンタビリティ）の徹底

事業の評価結果を市民に公表することにより、行政の透明性を高め、説明責任の向上を図ります。

② 効率的で質の高い行政の実現

教育行政方針、計画及び予算に基づいて事業を実施するだけでなく、評価・検証し、改善を行うことによって事業の効果を高める、いわゆるマネジメントサイクル（Plan 計画 → Do 実行 → Check 点検・評価 → Action 改善）を確立し、限られた財源や人員を有効に活用します。

③ 成果重視の行政の実現

成果重視を基本に、事業を妥当性、効率性及び有効性などの視点から評価を行い、効率的な行政運営を進めます。

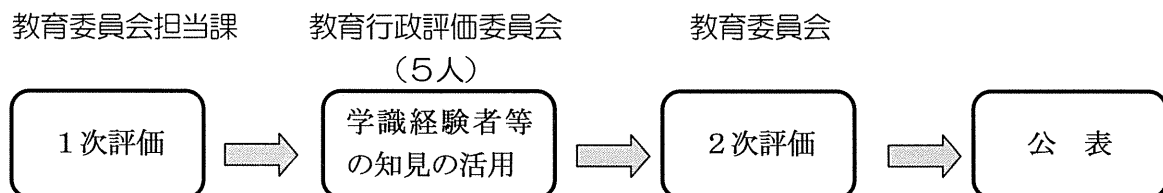
(3) 評価対象事務事業

南九州市総合計画及びそれに基づいた南九州市教育行政重点施策の事務事業で、前年度から引き続き実施している事業のうち、平成20年度に実施した8施策8事業について、事後評価します。

(4) 評価のプロセス

事務事業の担当課が自己評価する1次評価と教育委員会全体として総合的に評価する2次評価の2段階で実施します。

また、評価の客観性を確保するため、教育行政評価委員会（学識経験者等）による評価を実施します。



(5) 点検・評価のスケジュール

平成21年 10月20日	・点検・評価の対象テーマの決定（教育委員会） ・1次評価の実施（教育委員会事務局）→教育委員への提示
10月28日	・第1回教育行政評価委員会（委嘱状交付, 制度・事業説明）
11月10日	・第2回教育行政評価委員会（評価委員の意見聴取）
11月16日	・評価委員の意見等への対応・調整
11月17日	・教育委員への説明
12月14日	・第3回教育行政評価委員会（意見・提言の取りまとめ）
12月15日	・2次評価の実施（教育委員会）
平成22年 2月	・市長へ報告, 3月議会へ報告
3月	・評価結果の公表（市ホームページ・広報紙等）

(6) 推進体制及び役割

① 1次評価者

評価者は事務事業の担当課長とします。事務事業の量や内容などの把握及び分析結果を踏まえ、妥当性、効率性、有効性について、担当者と十分な議論を行い、問題・課題等を整理しながら評価を行います。

② 2次評価者

評価者は教育委員会とします。2次評価については、1次評価者から当該事務事業に係る問題点や教育行政評価委員の意見等への対応の説明を受けて、教育委員会として適切な評価を行い、翌年度の事業の方向性を整理します。

③ 事務事業の担当課長

1次、2次の評価を受けて、顕在化した課題に対しての改善策を実践します。

④ 教育総務課

事務局として制度の周知や評価の取りまとめ、制度運用の全体調整を行います。

(7) 評価方法

事務事業の執行結果について、活動指標、成果指標、事業コストを用いて「妥当性」、「効率性」及び「有効性」などの観点から評価を行い、今後の事務事業の展開方向を判断します。

【観点別評価の考え方】

観 点	チェック項目
妥 当 性	・ 市民ニーズ・社会情勢に照らして妥当か（ニーズの度合） ・ 上位施策を達成するために必要な事務事業か、現状や成果から考えて、対象と意図は妥当か（目的妥当性の度合） ・ 市が関与しなければならない事務事業か（公共性・公益性の度合）
効 率 性	・ 投入したコスト（事業費・人件費）に見合った効果が得られているか（費用対効果の度合） ・ 効率的な方法で事務事業を実施しているか（同じ経費でもっと効率的な方法はないか） ・ 活動量に対してコストの削減余地がないか（コストを下げる工夫はなされているか）
有 効 性	・ 事務事業の活動量に見合った十分な成果が出ているか（上位施策に対する貢献度はどの程度か） ・ 成果指標値から見て、目標の達成度具合はどの程度か（達成度合） ・ 目的を達成するための手段（実施方法）は有効か（手段の有効度合）

(8) 評価結果の活用

評価の結果を基に、当該年度以降における事務事業の実施にあたっては、改善行動をとり、新規事業の企画や事業の統廃合を含めた見直しを行います。

翌年度予算や組織編成等において、評価結果を踏まえた的確な対応に努めます。

3 評価対象事務事業について

課 名	施 策	事 業 項 目
教育総務課	教育環境の整備・安全対策の充実	①安全・安心な学校づくり交付金事業
学校教育課	学校教育の充実	②学力向上推進事業
社会教育課	社会教育の充実	③青少年育成体験事業 「アドベンチャーin屋久島」
中央公民館	生涯学習の推進	④生涯学習講座メニューの充実
図書館	図書館の充実	⑤移動図書館車の運行
保健体育課	体育イベント統一開催事業	⑥ふれあい球技大会, 市民体育大会, 駅伝大会の統一開催
給食センター	給食センターの充実	⑦地元食材の積極的な活用
文化財課	文化財愛護思想の啓発	⑧文化財の周知及び愛護思想の啓発

Ⅱ 事務事業の点検・評価の内容及び結果について

1 評価の観点

事務事業の点検・評価は事業の妥当性（市民ニーズ、公共性・公益性）、効率性（費用対効果、コスト削減）、有効性（貢献度、目標の達成度）の観点で行いました。

2 観点別評価

事業名	妥当性	効率性	有効性
①安全・安心な学校づくり交付金事業	妥当	効率的	有効
②学力向上推進事業	妥当	効率的	概ね有効
③青少年育成体験事業「アドベンチャー in 屋久島」	妥当	概ね効率的	概ね有効
④生涯学習講座メニューの充実	妥当	概ね効率的	概ね有効
⑤移動図書館車の運行	妥当	概ね効率的	有効
⑥ふれあい球技大会，市民体育大会，駅伝大会の統一開催	妥当	概ね効率的	概ね有効
⑦地元食材の積極的な活用	概ね妥当	概ね効率的	概ね有効
⑧文化財の周知および愛護思想の啓発	妥当	概ね効率的	概ね有効

3 評価の結果

事業名	評価（まとめ、課題等）
①安全・安心な学校づくり交付金事業	計画的な整備を進めているが、今後とも交付金の効率的な執行に努める。
②学力向上推進事業	学力向上への諸施策を適切に実施している。更に、確かな実態把握と適切な対策に努める。
③青少年育成体験事業「アドベンチャー in 屋久島」	特に課題はない。安全安心で意義深いプログラムの改善を続ける。
④生涯学習講座メニューの充実	三町の一体化を図る手立てを工夫しながら生涯学習の社会の構築を進めている。
⑤移動図書館車の運行	概ね良好である。新BM車の購入による充実に努める。
⑥ふれあい球技大会，市民体育大会，駅伝大会の統一開催	三町の一体化を図り，市民の健康・体力づくりへの体制づくりを進めている。
⑦地元食材の積極的な活用	概ね良好である。お茶給食も市内全校で実施できた。
⑧文化財の周知および愛護思想の啓発	概ね良好である。今後とも市民の文化財に関する関心や興味を高めていきたい。

Ⅲ 教育行政評価委員の意見及び提言

施策 (担当課)	事務事業名	意見・提言の内容	教育委員会の対応
教育環境の整備・安全対策の充実 (教育総務課)	①安全・安心な学校づくり交付金事業	○障害児のためのエレベーター設置は、教室配置を含めて多様な対策を検討すべきではないか。	○児童・生徒数、教室数、教室配置等、各学校の実態に応じて検討いたします。
		○学校施設の安全確保のために、耐震化は早急に実施すべきである。	○平成21年度に終了する耐震2次診断結果に基づき整備計画・優先順位等を検討し、早期に学校施設の安全性を確保してまいります。
		○学校周辺も含めた安全対策を検討すべきである。	○屋外環境の整備充実にも配慮いたします。 ○校区内の安全点検、危険箇所マップ作成等の充実を図ります。

施 策 (担当課)	事務事業名	意見・提言の内容	教育委員会の対応
学校教育の充実 (学校教育課)	②学力向上推進事業	○学力テストの結果を真に活用し、問題を解決する過程を大切にした地道な教育活動に取り組むべきである。	○学力テストについては、児童生徒の学力の実態把握と課題の明確化等に十分活用するよう指導します。 同時に、学力テストの分析結果を問題解決的な学習や体験的な活動の推進など、学習指導方法改善に生かすよう指導します。
		○パソコンやインターネットの功罪を考慮した使用法を考えるべきである。	○学習指導法改善の観点から、学校でのパソコンやインターネット等を活用した授業や活動を計画的に推進しますが、人間関係の希薄化や生活・自然体験の不足、間接体験・疑似体験と実体験の混同など「影」の部分にも十分配慮するよう指導します。
		○市教委主導で各教科の研修会を定期的に関き、教職員の教科指導力を付ける必要がある。	○教科・領域等部会、小・中・高校相互による授業を通した研修会、指導主事や外部講師による訪問指導、自主的な教科研究会の育成など、教職員の教科指導力を育成する研修会の開催を推進します。
		○学力向上策として、長期休業中を活用した勉強合宿のようなものを開催できないか。	○現時点では、各学校で長期休業中に行っている個別指導を充実するよう、学校へ指導します。

施 策 (担当課)	事務事業名	意見・提言の内容	教育委員会の対応
学校教育の充実 (学校教育課)	②学力向上推進事業	○学力向上の推進と同様、道德教育を重視した施策にも考慮すべきと考える。	○新学習要領で示されている、「生きる力」の理念を基に、各学校に道德教育の指導計画を整えることや道德の時間を充実させること、全教育活動において行うこと、家庭・地域と連携することなどを指導します。
		○学力向上と関連して、PTA・家庭教育等をどうするのか。	○PTA活動や家庭教育を充実するため、学校やPTAで取り組んでいる、「家庭学習60・90運動」や「早ね早起き朝ごはん運動」などの施策を、各課連携してさらに推進します。
		○学力向上策として、パソコンの活用は妥当と考えられるが、学力低下の要因については広く検討してほしい。	○児童生徒の学力の実態を的確に把握し、学力低下の要因とその解決策を明確にした実践と検証を行うよう、各学校へ指導します。
		○教職員の研修会参加については、さらに実効性のあるものにすべきである。	○教育センターや研究推進校等の研修会への参加促進、校務の効率化、年間を見通した各種研修会参加計画の作成など、研修会に参加しやすい態勢づくりを学校へ指導します。

施 策 (担当課)	事務事業名	意見・提言の内容	教育委員会の対応
社会教育の充 実 (社会教育課)	③青少年育成体 験事業「アドベン チャーin屋久島」	○南九州市内の良さを生かした青 少年の体験活動や交流活動を実施 してほしい。	○合併後、南九州市内(旧3町) の歴史や文化、伝統、自然など地 域の特色を活かした取組として、 ふるさと体験学級「茶レンジ隊」を 実施しています。また、文化財課 の「子ども学芸員活動」や、各小 中学校の「総合的な学習の時間」 等においても地域の特色を活かし た活動を展開しています。
		○少子化により子ども会活動が衰退 する中、異年齢交流等の青少年育 成は意義があり、今後も取り組むべ きである。	○子ども会活動については、本来 の趣旨に沿った活動が展開され るように、子ども会発表会や育成 者研修会等の機会を通して育成・ 支援に努めてまいります。
		○事業実施後の発表会等を行って いるか。また、参加者以外への広報 啓発も図るべきである。	○事業実施後には、事後研修とし てスライド映像を鑑賞したり、参加 者に感想文を発表させたりしなが ら活動報告会を行っています。ま た、DVD付きの報告書作成・配 布を検討してまいります。
		○募集定員を上回る応募があった 場合は、人選についても教育委員 会と市子連との連携を図ってほし い。	○人選については、学年や性別、 地域、応募の動機、応募の回数 等を考慮し、公正・公平な選考が なされるよう市子連と連携しながら 行ってまいります。

施 策 (担当課)	事務事業名	意見・提言の内容	教育委員会の対応
生涯学習の推進 (中央公民館)	④生涯学習講座メニューの充実	○生涯学習の講座メニューは多く、学習する機会が多いと思うが、もっと多くの市民に興味をもたす必要があると考えられる。	○若者や子どもたちなど広範囲の年齢層に対応した身近な講座としての学習機会の提供を図る必要があるため、生涯学習情報の提供をはじめ、各種講座生からの希望する講座や市民へのアンケートなどの実施により講座メニューの見直し、新規講座の開設に努めるとともに、地区・校区公民館等の関係団体との連携を深め、市民総学習の気風づくりと生涯学習推進体制の充実を図ってまいります。
		○より多くの市民へ学習機会を提供していくには、指導者の充実・育成が必要かと考えます。	○充実した生涯学習推進体制の構築を図るため、各種指導者研修会を実施するとともに、学習講座受講生も取り入れた指導者データベースの整備を行うなど、地域ボランティアによる活動・活用ができる人材確保・育成に努めてまいります。
図書館の充実 (図書館)	⑤移動図書館車の運行	○移動図書館車の利用状況はどうなっているか。また、地区・校区公民館の利用率を高めていく必要があると考えます。	○移動図書館車の利用状況につきましては、小学校・保育所などの団体及び地区・校区公民館等での個人の方々に御利用いただき、平成20年度実績での貸出数は9,027で、貸出冊数は47,684冊でした。このうち個人への貸出しは、3,828人で10,911冊となっております。 今後、地区・校区公民館との連携を図るとともに、広報紙やチラシなどの広報活動に努め、より多くの市民に地区・校区公民館での移動図書館車を大いに活用していただけるように広報・周知を進めたいと考えております。
		○今後さらに図書事業を充実させるために、移動図書館のついでや各図書館で、子どもたちに「読み聞かせの時間」などを設定したらどうでしょうか。子どもたちが集まってきて、本好きの子どもが増え、貸出冊数もさらに増えるものと考えます。	○市内全域で図書館サービスができるように、図書館に遠い小学校の児童をはじめ遠隔地の市民のために、移動図書館車の運行のほか、親子読書活動を推進するため、0歳児への絵本プレゼントの実施、図書館での定期的なお話会の実施、小学校や児童館等への出前お話会の実施、読書のつどいなどのイベント開催、読書感想文・感想画集の発行などを行っております。 なお、平成21年7月に「南九州市子ども読書活動推進計画」を策定し、具体的な方策を掲げて読書活動の推進に取り組んでまいります。

施 策 (担当課)	事務事業名	意見・提言の内容	教育委員会の対応
図書館の充実 (図書館)	⑤移動図書館車の運行	○学校における移動図書館の利用率は高い状況です。移動図書館の本を待っている子どもたちが多いことから、学校図書館との関連はどうなっているのか。	○南九州市では、市内の各小・中学校図書館と公立図書館が連携し、児童・生徒の読書推進と各学校図書館活動の発展に寄与するために、読書活動推進会議を組織して、学校図書館運営研究会の開催をはじめ、市内各小・中学校の児童・生徒の読書感想画・感想文集の発行などを行っており、市立図書館が学校図書館支援センターとしての役割を果たすように努力してまいります。
		○厳しい財政状況の中、多くの利用者のニーズに対応した2台目の移動図書館車の購入計画はあるのか。	○図書館の利用者サービス向上をさらに図るため、2台目の移動図書館車の購入計画については、現在、市総合計画実施計画にも上げており、宝くじ公益事業助成金などを活用し、市の財政負担が極力抑えられるように努めたいと考えております。
		○公立図書館と既存車両と共に、年間を通じた綿密な利用計画・活用対策を考慮すべきと考えます。	○移動図書館車の運行スケジュールについては、毎年学校、保育所、地区・校区公民館等の利用者の要望等を取り入れながら、巡回時間やコース等を調整・工夫のうえ、年間運行予定表やチラシによる周知・広報に努めているところです。 今後も保育所をはじめ、未巡回の事業所や地域からの巡回依頼には極力対応してまいりたいと考えます。

施 策 (担当課)	事務事業名	意見・提言の内容	教育委員会の対応
体育イベント統一開催事業 (保健体育課)	⑥ふれあい球技大会, 市民体育大会, 駅伝大会の統一開催	○南九州市の一体化を図るとともに, 健康の三要素といわれる, 運動・栄養・休息をうまくアピールするイベントとして展開はできないか対策を講じてほしい。	○旧3町でそれぞれ開催されていた大会を統一開催することで, 多くの市民が一堂に会し, スポーツ活動を通して合併間もない南九州市の融合・一体化を図ります。全市民が楽しく参加できるような大会運営を目指し, 今後も関係団体と協議を展開します。三大会の定着を図りながら, 運営方法についても検討してまいります。
給食センターの充実 (給食センター)	⑦地元食材の積極的な活用	○地産地消の気運が高まるなかで, 学校給食を通じて, 地元産の食材を活用し, 地元産に関心を持たせることは, 地元の産業に理解を深める機会と考えられ, いっそうの地元食材を活用するよう配慮方をお願いする。 ○給食センターからの給食だよりや毎月の献立の一口メモは食育の参考として役立っています。今後も地産地消をすすめて, 食育にも力を入れてほしいと思う。	○地産地消の取り組みについては, 緊急な推進が求められており, 南九州市の学校給食においても, 積極的に地元産食材を活用しているところであります。今後とも, 学校栄養教諭等との連携を図りながら, 地産地消を推進いたします。 ○食育事業については, 現在, 文部科学省指定の「栄養教諭を中核とした食育推進事業」に取り組んでおり, 栄養教諭を中心とする食に関する指導の充実を図っているところであります。今後も, 学校給食を通して生きた教材を活用し食育の推進を図ります。

施 策 (担当課)	事務事業名	意見・提言の内容	教育委員会の対応
文化財の保存 と活用 (文化財課)	⑧文化財の周知 および愛護思想の 啓発	○文化財の維持, 継承に努力して ほしい。	○未指定文化財等の調査記録を 行うと共に、指定文化財の保存管 理に努めます。またこれらの文化 財等を広く市民に公開すると共に 学校教育、社会教育活動での活 用を図り、文化財愛護思想の周知 啓発に努力します。
		○ミュージアム知覧への魅力ある誘 導案内標識の設置を検討してはど うか。	○ミュージアム知覧への誘導案内 板を平和会館のわかりやすい場 所に設置を検討いたします。
		○3町のガイドブック作成, フィール ドミュージアムの充実策を検討して はどうか。	○現在市全域の文化財マップを 製作中であり、ガイドブックにつ いては、知覧地域分は製作済みで すので、顚娃・川辺地域分を来年 度製作予定です。
		○諏訪運動公園管理事務所の1階 郷土資料室, 2階第3会議室の文化 財等を整理して、文化財及び施設 の他用途も含めた有効活用策は検 討できないか。	○貴重な文化財であり、整理する としても代替収納スペース確保の 必要性や保管方法の問題もあつ て困難な面もありますが、施設管 理を行っている保健体育課と現在 協議を行っております。

○ 南九州市教育委員会教育行政評価委員会設置要綱

平成21年 2 月 17 日
教育委員会告示第3号

(設置)

第1条 南九州市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行うにあたり、透明性及び客観性を確保するため、南九州市教育委員会教育行政評価委員会(以下「評価委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 評価委員会は、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について、外部の視点から評価を行い、教育委員会に評価結果を報告する。

(組織)

第3条 評価委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、教育に関し識見を有する者の中から、教育委員会が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日の属する年度の末日までとする。

2 委員は再任されることができる。

3 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 評価委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する者をもって充てる。

4 委員長は、会務を総理し、評価委員会を代表する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 評価委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が召集し、委員長が会議の議長となる。

2 評価委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 評価委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴取し、又は必要な資料等の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 評価委員会の庶務は、教育委員会事務局教育総務課において処理する。

(委任)

第8条 この告示に定めるもののほか、評価委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が評価委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

○ 南九州市教育委員会教育行政評価委員会委員

自 平成 21 年 8 月 1 日
【任期】 1 年 至 平成 22 年 3 月 31 日

職 名	選出区分	氏 名	備 考
委 員	教育関係	神田 芳文	川辺高等学校校長
委 員	青少年育成関係	青矢 順子	別府中学校 P T A 会長
委 員	文化関係	御園 忠弘	南九州市文化協会代表
委 員	体育関係	大久保 久通	南九州市体育協会代表
委 員	企業関係	川畑 義行	顓娃町商工会会長

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第27条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第3項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

(平成 19 年 6 月 27 日一部改正)